2010年

発行·町田市 編集·政策経営部広報広聴課広報係 〒194-8520 東京都町田市中町1-20-23 市役所の代表電話042・722・3111 町田市コールセンター 2042・724・5656



〒 11日 · 毎月 3 回 1 の日(1日、11日、21日) 携帯電話用QRコード ホームページ http://www.city.machida.tokyo.jp/

みんなで考える都市づくり

ご意見の募集についてのお問い合わせは、都市計画課 (☎709·0564)へ、各計画·条例の内容については、 担当課へお問い合わせ下さい。

都市づくりの視点

例として6つの視点を挙げてみました。 皆さんは、日頃、どのようにお考えでしょうか?

高齢者が増え、子どもが減り、 人口が減り始めます。

将来の高齢化率 25%(2015年予測) 人口のピーク 44万人(2030年予測)



バリアフリー対策など、だれもが安心し て暮らせる都市づくりが大切です。

にぎわいあるまち、住みやすい まちへの期待が高まっています。

中心市街地 まちのにぎわい 住まいの環境 移動のしやすさ まちの景観



住まいやまちの質を高める都市づくりが 大切です。

地震やゲリラ豪雨などの災害への 備えが必要になっています。

大規模な地震が発生する可能性 ゲリラ豪雨対策 防犯の取り組み

生命と財産を守り、安心して生活できる 都市づくりが大切です。

多摩丘陵の自然の保護や、生活の 中で花や緑に親しむことへの関心が 高まっています。

多摩丘陵の自然の保全と活用 市民の手による身近な緑を 守り育てる取り組み

緑を活かした都市づくりが大切です。

地球環境の悪化が進行して います。

地球の温暖化と気候の変動 二酸化炭素を出さない取り組み 自然エネルギーの利用推進



環境にやさしい都市づくりが大切です。

都市づくりについて、みんなで 考える取り組みが進んでいます。

地区ごとに特色のある街づくり 街づくりへの市民の参画



市民が主役となった、地区の街づくりが 大切です。

都市づくりに関する計画・条例

改定中、または運用を始めた計画・条例の主なものを紹介します。



都市計画 マスタープラン

2011年6月改定予定

町田市の都市計画分野の総合的かつ体系的 なまちづくりの方針であり、これからのまちづくり の礎となるものです。計画の目標時期は2020年 と想定しています。

⇒詳しくは2ページへ



住宅 マスタープラン

2011年1月改定予定

町田市の住宅特性や地域環境を踏まえ、これ からの住宅施策の方向性や取り組みを示すもの です。計画の目標時期は2020年と想定していま

⇒詳しくは3ページへ



緑の基本計画

2011年3月改定予定

町田らしい、豊かで美しいまちづくりを、市民と ともに将来にわたり守り、育てていくための取り 組みや目標を示すものです。計画の目標時期は

⇒詳しくは3ページへ



景観計画

2010年1月運用開始

町田市の景観を魅力的なものとしていくため に、市民、事業者、行政の協働による取り組みや目 標を示すものです。計画の目標時期は概ね2030 年としています。

⇒詳しくは4ページへ

左記のほか、近年運用を始めたものを2 つ紹介します。

交通マスタープラン (2006年2月から運用中)都市計画課

町田市における交通政策の基本方針を定 めたもので、「だれもが不便なく移動できる まち」を目指すことを目標にし、施策を展開 しています。計画の目標時期は概ね2030年 としています。

町田市市街化調整区域における 適正な土地利用の調整に関する条例

(2010年1月施行)開発指導課

市街化調整区域の自然環境、景観及び生 活環境を保護するために、市街化調整区域 の適正な土地利用を図ることを目的とした 条例です。

この条例に基づき、土地利用を予定され ている方はご相談下さい。

お奇せトさい!

都市づくりは、市民の皆さんが主役 となって考え、進めていくことが大切で

"都市づくり"について、日頃感じて いることなど、ご意見をお寄せ下さい。 改定中の計画については、ご意見を 取り入れながら改定を進めていきます。

また、施行・運用開始している条例・ 計画に関するご意見は、今後の取り組 みの参考にさせていただきます。

(意見提出をされた方の個人情報は、 各計画の中で公開されることはありま せん)

- 募集期間 -

1月21日(木)~6月30日(水)

一 提出方法 一

①郵送 町田市都市づくり部都市計画課 (〒194-0021 中町1-4-2)へ

②ファクシミリ **M**709·0598

③Eメール mcity500@city.machida.tokyo.ip

④窓口への提出 都市計画課(中町第三庁舎1階) ほか右記の資料の閲覧場所へお持ち下さい。 (それぞれの窓口で開庁日時が異なります)

一 注意事項 一

- ・ご意見は、書面で提出して下さい。 (口頭での受付はできません)
- ・書式は自由ですが、氏名、住所、連絡先を ご記入下さい。
- ・ご意見への個別の回答は行いません。

資料の閲覧 ー

資料は、市役所の以下の窓口で閲覧できます。

中町第三庁舎

1階 都市計画課、住宅課 2階 まちづくり推進課 3階 開発指導課

- ·木曽庁舎1階 公園緑地課
- ·中町分庁舎1階 市政情報課
- ·本庁舎1階 市民相談室
- ・各市民センター、町田・南町田の各駅前連絡所、 木曽山崎・玉川学園文化の各センター
- · 各市立図書館、町田市民文学館

町田市ホームページから検索できます。

都市づくりに関する意見募集 検索



「環境文化を育む魅力ある質の高い生活都市」を目指して

都市計画マスタープランの改定を進めています 【この計画に関する問い合わせ】 市役所中町第三庁舎 1階 ※7

■改定作業はどこまで進んでいるの?

都市計画マスタープラン(1999年策定)ができてから10年が 経過し、2011年6月の公表に向け、見直し作業を進めています。 このたび、これまでの検討内容が「中間報告」としてまとまりま した。

今後、市民の皆さんの意見を取り入れながら、新しい都市計 画マスタープランを作る予定です。

■どんな「まち」を目指すの?~3つの基本目標~

「中間報告」では、目指す3つの「まちの姿」を考えました。こ れらを実現したまちの形を示したものが右図です。

3つのゾーン

- ①地域特性を活かした良好で快適な暮らしを実現する都市
 - ~町田駅周辺・住宅市街地・丘陵地の3つの地域特性を活 かしたまち~

にぎわいの拠点と軸

- ②生活や余暇を楽しめるにぎわいと活力のある都市
 - ~「にぎわいの拠点」があり、それらを結ぶ都市基盤が 整ったまち~

■将来の都市空間の構造



③水とみどり豊かな環境資源と共生する都市

~暮らしの中で「みどり・農・景観」と親しめるまち~

■どうやって目指すの? ~5つのテーマ別まちづくり~

基本目標を実現するためには、どんなまちにしたいか、より具体的に考える必要があります。 そこで、次の5つのテーマを設定しました。

にぎわいと交流を創出するまちづくり

(拠点活性化)

にぎわいがあって、人々が楽しめ、交流で きるまちの姿を考えます。

駅周辺など、にぎわいと交流の中心地へ の移動手段の活性化をはかり、活気のある まちを目指すことが大切です。

例えば...

- ○町田駅やその他の駅の周辺など、人 が多く集まり、にぎわうところ
- ○買い物や学校、仕事や遊びにいくため のバス交通や道路



安全安心・防災のまちづくり

(地域防災・都市復興)

災害に強い、また犯罪などの問題が起こ りにくいまちの姿を考えます。

だれもが、安全で安心して暮らせるまち を目指すことが大切です。

例えば...

- ○地震や水害が起こっても被害が少な いまち
- ○被害にあっても、早く立ち直るしくみ
- ○犯罪が少ないまち など



環境にやさしいまちづくり

(環境先進都市)

地球温暖化を防止し、限りある資源を有 効に活用するまちの姿を考えます。

環境にやさしいまちを目指すことが大切 です。

例えば...

- ○バスなどの公共交通や自転車が利用 しやすいまち
- ○エネルギー資源やモノを有効に活用 するまち
- ○環境について、みんなと 一緒に取り組むしくみ など



自然を活かすまちづくり

(みどりとの共存)

みどりや自然とふれあえるまちの姿を考 えます。

貴重な自然を守り、緑地や農地と共存す るまちを目指すことが大切です。

例えば...

- ○生態系や水源などを残していく取り
- ○身近に公園やまとまった緑地があるまち
- ○豊かなみどりや草花に囲まれた街並み
- ○農のめぐみに ふれあえるまち など



住みつづけたいまちづくり

(公共公益施設)

みんなが暮らしやすく、住みつづけてい きたいと思える、まちの姿を考えます。

子どもや高齢者、障がいのある人など、 だれもが暮らしやすいまちを目指すことが 大切です。

例えば...

- ○快適な住環境、美しい街並み
- ○日常生活を支える、いろいろな施設が あるまち
- ○だれもが移動しやすいまち
- ○地域によるまちづくり など



『こんなまちにしたい!』 という思いを教えて下さい

中間報告書は、都市計画課をはじめ、閲覧窓口でご覧いた

提出方法や閲覧窓口は1面をご覧下さい。皆さんのご意 見をお待ちしています。

中間報告会を開催しています 詳しくは、本紙1月11日号をご覧下さい。

開催日	時間	場所
1月19日(火)	済	鶴川市民センター
1月20日(水)	済	なるせ駅前市民センター
1月22日(金)	19 時 ~ 20 時	玉川学園文化センター
1月26日(火)		忠生市民センター
1月28日(木)		堺市民センター
1月29日(金)		町田リサイクル文化センター
2月1日(月)		健康福祉会館
2月2日(火)		小山市民センター
2月4日(木)		つくし野センター





住みつづけたい・住んで良かったまち 住宅マスタープランの改定を進めています

【この計画に関する問い合わせ】住宅課 市役所中町第三庁舎1階 〒2009・0579

■どうして見直すの?

現在の「町田市住宅マスタープラン」は、「緑を重視した計画的な居住地の形成」を基本理念に「住宅供給の推進」「住環境整備の推進」を主要な施策として位置づけ、1993年から2010年までの計画として策定されたものです。

計画に基づき、市営住宅の建替えや地区計画制度等を活用した良質な住宅の確保に努めてきました。

また、福祉施策との連携により、高齢者や障がい者に対応した公共住宅の供給を図ってきました。

策定後16年が経過し、少子・高齢化など社会情勢の変化や、住宅のバリアフリー化等への対応、1960年代に建設された大規模団地の再生や、住宅の長寿命化・耐震化、省エネルギー対策等が課題となっています。

また「住生活基本法」が2007年4月1日に施行され、「住宅の量の確保」から「住宅の質の向上」へと国の政策転換が図られました。

こうした背景により、2011年以降の町田市の住宅政策の方向性を示すため、マスタープランの改定に着手しました。

■検討する内容はなに?

- ①少子・高齢化の社会に適応した住宅政策
- ②安全・安心の実現
- ③良好な住環境の形成
- 4 住みつづけるための環境づくり
- 5団地の再生
- など、さまざまな政策課題を検討していきます。

■市民アンケートの集計

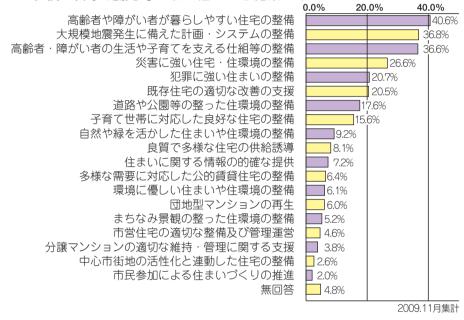
住まいに関するアンケートは、市内在住の20歳以上の方5,000人を対象に、昨年10月に無記名で行ったもので、約35%の回答率でした。回答結果の一部をご紹介します。

詳しくは、町田市ホームページに3月以降掲載予定です。

Q. 町田市に住み始められてどのくらいになりますか?



Q. 今後5年間で優先的に取り組むべき施策は?





庭先の緑から谷戸山の緑をつないでいく

緑の基本計画の改定を進めています

【この計画に関する問い合わせ】公園緑地課 市役所木曽庁舎 1 階 28793・7613

■どうして見直すの?

1999年に「町田市緑の基本計画」を策定し、目標としていた2010年を迎えようとしています。市では計画に基づき、緑地の確保や、公園の整備を積極的に進めてきました。

この間に社会情勢は変化し、地球環境問題や、災害への備え、うるおいのあるまちづくりなど、緑の果たすべき役割は増加しています。

そこで、市内に緑をどのように配置するべきか、実現するにはどんな施策が必要かを明らかにするため、2020年を目標とした、緑の基本計画の改定に着手しました。

■主な課題はなに?

計画的に緑を保全・活用していくには、 具体的な計画内容をわかりやすく公表する必要があります。

> 身近な公園が不足している地域に、 重点的に公園を配置していく必要があります。

多摩丘陵の緑から身近な公園の保全・管理について 具体的な方法を検討する必要があります。

■計画の内容(案)

現況・推移 10年間の緑の推移をまとめ、現在の緑の状況を示します。

検 証 10年間の取り組みを見直し、今後の課題を抽出します。

将来像新たに、緑を守り増やすための目標値を定めます。

図示化 公園の整備・緑地の保全について具体的に図面で示します。

手段・方法 緑を守り、増やしていくための手段を示します。

■検討委員会を設置し、アンケート調査を行いました

○町田市緑の基本計画改定検討委員会

緑に関する学識経験者や、関係のある市民団体、公募による市民代表で 構成される検討委員会を設置しました。

昨年、10月に第1回の委員会 を開催し、11月には、町田の緑 の状況を把握するため、現地視 察を行いました。

今年からは、町田の緑の状況の把握や、課題について様々な分野の方からご意見をいただき、計画づくりを進めていきます。



(現地視察の様子)

〇町田市の緑に関するアンケート調査の実施 昨年11月から12月にかけて市内在住

の20歳以上の市民の方4,000人を対象に、市民アンケートを実施しました。

【主な質問内容】

- ・緑に関する第一印象について
- ・お住まい周辺の緑の現状について
- 公園や緑地に望むこと
- ・緑を守り育てていくための方策について
- ・緑の確保の方向性や手法について



(アンケート調査票)

詳しくは、町田市ホームページに4月以降掲載予定です。



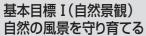
生活風景に魅力と豊かさを感じられるまちを目指して

景観計画の運用をはじめています

【この計画に関する問い合わせ】まちづくり推進課 市役所中町第三庁舎2階 ☎709・0642

■どんな景観のまちを目指すの?

町田市の景観の特徴となっている、「自然景観」、「まち並み景観」、「文化 的·歴史的景観」、「生活·活動の景観」は、どれも市民の生活と深い関わり を持ちながら培われ、人々と共に育まれてきた「生活風景」です。そうした「生 活風景」を市民が主役となって守り、つくり、育てていくことにより、"生活風 景に魅力と豊かさを感じられるまち"を目指します。



基本目標 Ⅱ(まち並み景観) だれもがやすらぎ、誇れるまち並みをつくる



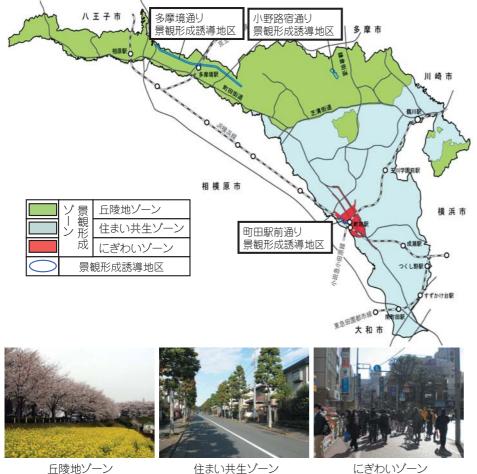
基本目標 Ⅲ(文化的·歴史的景観) 先人が築いた文化・歴史を受け継ぐ

基本目標 Ⅳ (生活・活動の景観) 次世代に向けてだれもが愛着と 誇りをもてるまちを目指す

■届出が必要です

市内全域で、一定の規模以上の建築物の建築等、工作物の建設等、開発 行為等を行う場合には、景観法に基づく届出が必要になります。

なお、届出対象規模は、各景観形成ゾーン、景観形成誘導地区ごとに異 なります。



■協働して取り組みます

魅力のある景観づくりのためには、市民、事業者、行政がともに理解、協 力することが必要です。各主体が景観づくりに取り組むことができるように、 さまざまな制度や仕組みを用意し、協働して景観づくりを進めていきます。

■市民が主役の景観づくり

市民が主役となって景観づくりを進めるきっかけとして、生活風景宣言 や地域景観資源を登録する制度を設けます。また、市民が自主的に景観づ くりを考える環境を整えるなど、取り組みに応じた支援の充実を図ります。

【生活風景宣言の活動例】

近隣の住民のみなさんで協力 して行う、生活風景の魅力の向上 のための継続的な取り組みを登 録していきます。

登録の例

通りを 花で いっぱいに させます みんなで 生垣を 維持

【地域景観資源の登録】

地域の人々に親しまれ、 景観づくりの重要な要素と なっている資源を登録し、市 民に広く紹介していきます。

を得る

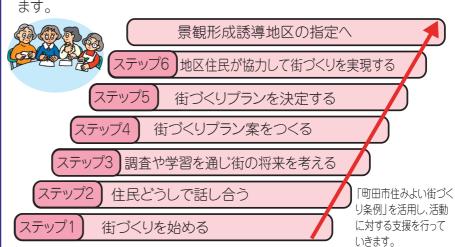
市へ 登録 中域での 保全活動

【市民提案による地域のルールづくり】

景観形成誘導地区の指定に向けた市民の取り組みを支援し、景観 協定、景観地区など、より詳細なルールづくりの策定につなげていき

建物の 色調を

合わせ



■景観づくりに関心がもてる取り組みを進めます

市民や事業者が景観づくりについて関心を持つことができるよう、景観 づくりに関するセミナーや、小学生、中学生などの景観教育も視野におい たワークショップ等の取り組みを実施していきます。

※景観計画 (概要版) は、まちづくり推進課をはじめ、1面に記載している 窓口でも閲覧することができます。

改定中の計画のスケジュ-

